

長野県環境審議会議事録

日時 平成29年11月16日(木)

午後1時30分～3時

場所 長野県庁議会棟 404・405号会議室

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第5回長野県環境審議会を開会します。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の今井です。よろしくお願いいたします。</p> <p>始めに、委員の出欠の状況です。本日、都合によりまして、太田信子委員、大和田順子委員、唐木一直委員、杉本幸治委員の4名の委員が欠席です。</p> <p>また、才川理恵委員、備前光正委員は交通事情により若干遅れて出席いただく予定です。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は、委員19名のうち、出席者13名により過半数の出席となりますので、「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>次に、お手元にお配りした資料の確認をお願いします。</p> <p>本日の会議資料は、会議次第と出欠名簿の他に、事前にお送り申し上げます資料1から資料3ですので、確認をお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これから議事に移ります。</p> <p>本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「第7期諏訪湖水質保全計画の策定について」の答申が1件、報告事項として、「希少野生動植物保護回復事業計画について」及び「温泉審査部会の委員の改選について」の2件です。</p> <p>議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長に議事の進行をお願いします。よろしくお願いいたします。</p>
平林議長	<p>それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆さまのご協力をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名委員は、北村智委員と備前光正委員にお願いしたいと思います。</p>

平林議長

それでは審議に入らせていただきます。

今日は、先ほど説明がありましたとおり、審議事項が一つあり、「第7期諏訪湖水質保全計画の策定について」であります。本日は、この答申案について議論していただきたいと思っております。

本案件につきましては、水質汚濁防止法第21条の規定に基づき、諏訪湖水質保全計画を策定するに当たり、4月に当審議会に諮問があり、その後、専門委員会での検討を踏まえて、前回9月の審議会で中間報告をしていただきました。

本日は、その後、専門委員会で検討いただいた内容について説明をいただき、ここで審議をしてまいりたいと思っております。それでは、専門委員会の沖野委員長に出席いただいておりますので、答申案につきまして、まずは説明をお願いいたします。

沖野委員長

ただ今ご紹介いただきました第7期諏訪湖水質保全計画策定専門委員会の委員長を務めております沖野です。よろしくをお願いいたします。

9月の環境審議会で中間報告をさせていただいた後の検討状況などについて、今日ご説明させていただきます。資料1-1により説明いたします。資料1-1の2検討状況をご覧ください。

第3回の専門委員会を10月30日に開催いたしました。この専門委員会では、中間報告の際に審議会の委員の皆さまからいただいたご意見、パブリックコメントや地域懇談会でのご意見などを踏まえて作成した計画案の内容について審議しました。

委員からは、エゴの再生について、再生後に沈水植物等の大量繁茂により問題が生じるのではないかという意見が出されています。エゴというのは、諏訪湖水生植物に用いられている言葉ですが、入り江状の地形のところで水生植物が大量に繁茂していた場所です。現在は、多くあったエゴが全て埋め立てられて湖岸のほうの地帯になっています。そのエゴについて、沈水植物が大量に繁茂した時にその繁茂状態によっては問題が生じる場合がある、それについて検討しておいたほうがよいという意見だと思っております。

市街地対策については住民に協力が得られるような記述が必要ではないか、市街地から出るいろんな汚水があるわけですが、それがどういうものかというのを住民は分からない、そういう認識がないということで、それを分かるように記述

をしたほうがよいのではないかという意見です。

それから農地と諏訪湖の水質等の関連について分かりやすい記述が必要だと、これも同じようなことで、農地がどうして諏訪湖の水質に影響があるのか、その辺のことが分かるような記載が必要だろうというもの。諏訪湖の水質のうちのCODが下がらない原因、貧酸素化している諏訪湖の現状に合うシミュレーションモデルの構築が必要だと、国交省も30年以上前にシミュレーションモデルを使っていて、現在のシミュレーションモデルではこの状況が改善しにくいのではないか、新たにシミュレーションモデルを構築したほうがよいだろうというご意見でした。そのようなご意見をいただき、これらの意見を参考に計画（案）を見直したということです。

見直した計画案の主な内容は、2ページの3をご覧ください。

まず、計画の長期ビジョンですが、20年後の目指す姿を、「人と生き物が共存し、誰もが訪れたいような諏訪湖」になっているとして、各種水質保全施策を推進していくこととしました。

次に、水質保全施策の方向性として、3つ挙げられています。一つは水質保全対策の推進、それから現在いろいろ問題となっている貧酸素対策の推進、これも現在問題とされているヒシの大量繁茂対策の実施を挙げています。計画期間内に実施するそれぞれの方向性を記載しております。

また、目標としての新たな項目として、透明度の目標値を掲げました。第7期計画では全域1.3メートルを目標値としました。

更に諏訪湖で課題となっている貧酸素の対策について掲げております。

最後に、上川・宮川流域を第6期計画に引き続き流出水対策地区として指定しまして、引き続きこの地域において重点的に汚濁負荷の削減対策を行うこととしました。この上川・宮川流域が諏訪湖流域の大半を占めるということで、この流域を挙げているということがあります。

今後のスケジュールですが、4をご覧くださいと思います。河川管理者、環境大臣に協議し、来年3月に環境大臣の同意を得て、策定、公告される予定となっております。

私からの説明は以上ですが、引き続き、計画案の詳細について、事務局から説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

環境課長

それでは、私からは、中間報告以降に出されました件、パブリックコメント等を含めまして、その対応と計画案について説明をさせていただきます。

資料1-1の3ページでございます。これは前回、第3回環境審議会の中間報告の際にいただいたご意見に対する対応でございます。

林委員からは、山林は汚濁防止に役立っている、そういう役割をしっかりと書き込んでいただきたいというお話がございました。それにつきましては、森林は水質浄化機能を有するなどの役割をきちんと明記した上で森林の整備を進めていくという形での記載にさせていただきました。

次に2、3ですが、才川委員から、この計画の中に新聞記事などの資料も載せてはどうかということと、解説をしている用語をわかるようにしてはどうかということでした。新聞記事につきましては、著作権の関係もございましてそのまま載せることは難しいということがあろうかと思えます。啓発につきましては、効果的な啓発方法を検討したいと考えております。それから用語解説をした用語に、アスタリスク（*）を付しました。

それから中村委員からは、諏訪湖につきまして、ヒシの刈り取りの関係で、クロモも出てきているので今後は水草対策になるのではないかというご意見をいただきました。それにつきましては、調査研究の中でヒシだけではなく、水生植物も含めた適正管理などについても研究を行う旨記載させていただきました。

次に4ページをお願いいたします。パブリックコメントを9月27日から10月26日まで実施をしました。その結果、12件、意見数としては18件の意見をいただきましたので、その内容と県の考え方を示したものでございます。

内容でございますが、貧酸素対策あるいは農業対策につきましてはそれぞれ4件の意見。それから、記述の内容、水質浄化、浚渫につきましてはそれぞれ3件の意見が出ております。その他としまして1件意見が出ております。

まず、1、2、3でございますが、これらはいずれも記載の方法についてのご意見でございます。

1は環境にやさしい農業というような表現をしておりますが、曖昧な表現ではないかということでございます。これにつきましては第1章のこれまでの水質保全対策の中で「環境にやさしい農業の推進」と言っておりましたが、化学肥料の削減というような形での具体的な取組を記載することにしました。なお、第3章の具体的な取組のところでは、「長野県環境にやさしい農業推進方針」に基づいて施策を進めていくことから「環境にやさしい農業」というところは使わせていただきますが、その概念を用語解説に

掲載させていただきました。

2でございますが、山林につきましては先ほど林委員からもご発言がございましたが、浄化機能を有しているので汚濁源であるという表現は修正をということでございます。山林からの降雨時の土砂等の流出等によりまして汚濁物質が諏訪湖に流入しております。しかしながら、水質浄化機能など重要な役割も果たしていますので、森林の公益的機能を発揮するためにも森林整備を推進することとしています。

それから3でございますが、ヒシの刈り取り量については面積表記をできないかということでございます。これにつきましては窒素、リンの湖外搬出することを目的に刈り取りを行っております。量を把握するため重量で設定しております。面積表記につきましては年によってヒシの密度が異なるために、なかなか面積だけで表現するのは難しいということもございますが、計画の中には平成28年度実績の面積と注記して記載をいたしました。

4は浚渫についてです。具体的な内容を記載できないかというご意見でございました。浚渫につきましては水質浄化を目的としたものにつきましては、昭和44年から実施をまいりました。水質改善に一定の効果が得られたこと、また、浚渫土の処分地確保が難しいということもありまして平成14年度で終了ということでございます。これに代わる工法として、現在、水草除去、あるいは沈殿ピット、植生水路による栄養塩類の除去を行っております。これも第7期湖沼計画にも位置付ける予定としております。治水のための浚渫につきましては、流入河川を中心に堆積状況を見ながら適宜実施していくこととしています。

次に5ページの5でございますが、湖底の貧酸素対策についてのご意見です。これにつきましては貧酸素の発生源になっている腐敗性汚泥の除去が最も有効、あるいは、湖底に水の流れる道を作ったらどうかというご意見でございます。これにつきましては、湖底の状況について、貧酸素について調査・研究を進めるとともに、今後研究結果を基に効果的な対策について検討して実施していきたいと思っております。

それから、湖底の中に水の流れる水路のようなものを作ったらどうかということでございますが、これにつきましては、現在の諏訪湖に流入する河川、あるいは地下水流入等についての水の流れに関することも調査研究の中で進めてまいりたいと考えております。そういった中で、今申し上げましたが効果的な対策についての検討の材料としていきたいと考えております。

続きまして次6ページでございます。

諏訪湖浅化対策について、諏訪湖につきましては豪雨等により土砂が舞い込んで今後著しい浅化が予測されるのではないかと

うことで、これについては対策として河口に設けた沈殿ピットで土砂を取り除くとか、あるいは森林保全と国土保全ということで森林づくりをしっかりと行っていったほうがいいのではないかとのご意見がございました。諏訪湖の浅化につきましては、今年度諏訪湖の湖底の状況を測量するというところで、現在調査しているところでございます。これらを踏まえ、今後引き続き検討していきたいと思っております。沈殿ピットにつきましては、現在、上川の河口に設けておりますので、それらの堆積状況等を確認し、効果等検証していきたいということでございます。森林整備につきましては、やはり土砂に伴う諏訪湖への流入を防ぐということもございますから、森林整備を進めていきたいと考えています。

それから6でございますが、淡水しんじゅ貝による水質浄化を行ったかどうかということでございます。淡水しんじゅ貝、イケチョウガイのことだと思いますが、これにつきましては、本来諏訪湖の在来種ではないということもございます。生態系への配慮の側面を考へまして、まずは諏訪湖に生息する貝類を使いまして水質浄化に活かしていきたいと考えております。

それから7ページでございます。7は農地対策の関係ですが、パブリックコメントの時点では、農地対策としては県の食と農業の計画、県計画に基づいて記載するというところで具体的な対策は記載しておりませんでした。その中で、ご意見としては化学肥料と化学合成農薬について規制あるいはコントロールするような計画が必要ではないかというご意見です。これにつきましては、今回、計画案の中には農地対策について具体的な計画を記載することといたしました。内容といたしましては、土壌診断に基づく過剰施肥の防止、あるいは局所施肥技術の普及拡大、化学肥料・化学合成農薬の使用を低減する技術を導入して営農活動を行うエコファーマーの認定等の取組を農地対策として掲げたところでございます。

8ですが、これも農業に対するご意見でございまして、土壌診断や肥効調整型肥料を使いながらやっていくべきではないかということでございますが、先ほども申しましたとおり今回大事な農地対策として（7と）同じ内容を記載させてもらったところでございます。

それから9も農業対策に対するご意見でございます。非特定汚染源としての農地由来の削減対策に具体的な検証が行われていないのではないかと、それを踏まえて対策をしていく必要があるというご意見でございます。これにつきましては、第7期計画においても引き続き宮川流域を流出水対策地区に指定しまして、これらの汚濁負荷について重点的に削減していこうという考えでございます。その中でも特に窒素の高い宮川流域につきましては、農産

物出荷量の調査等を行いまして、実態を踏まえ効果的な対策を進めてまいりたいと考えております。

8ページでございますが、具体的な提案として、1として土壌分析費用について農家の負担分を県費で負担したらどうかというご意見でございます。それにつきましては、土壌診断に基づいた適正な施肥量を進めることが非常に重要であるということでございますが、既に多くの農家の方が自ら土壌診断を実施しているという現状を踏まえまして、県が土壌診断経費を助成することは困難と考えております。

それから2といたしまして、肥効調整型肥料の開発あるいはその施肥方法の改良機材の導入に取り組んだらどうかということでございます。これにつきましては、現在、県農業関係試験場におきまして肥料メーカー等と連携した研究開発等を実施しております。そこで開発された技術につきましては、県農業改良普及センターを通しまして普及を行っているところでございまして、この体制をさらに強化してまいります。それからもう一つ諏訪湖水域に実験圃場を設置して、調査してみたらどうかということでございます。これにつきましては、実施の可能性について関係機関・団体と検討してまいりたいと考えております。

それから、9ページ三つ目の提案でございますが、これは農業者との連携をアピールしてはどうかということで、具体例として、「富士見みらいプロジェクト」というような民間から発信をしているものに対して県が参画をしたらどうかということでございます。環境保全型農業の情報発信につきましては、民間の動向もいろいろ情報収集しながら連携方法については検討してまいりたいと考えております。

次に10の貧酸素の底層DOの環境基準の設定についてでございます。この基準値につきましては一番厳しい、一番高い数字を採用してほしいというご意見をいただきました。これにつきましては、具体的な設定する場所、あるいは設定する対象種を決めた上で検討していく必要があるということで、専門委員会を設けてその中で検討してまいりたいと考えております。

11でございますが、ヘドロの浚渫を再開してほしいということでございますが、これにつきましては先ほど4ページの4で説明をしたとおりです。

それから12、これは諏訪湖の釜口水門がございまして、その手前が湖底の深いところよりも4mほど高くなっているため、下の水が流れないと、その中で掘削をして流れさせたらということでございます。これにつきましては、湖内の測量を実施しているところでございます。湖内の状況を確認したいと思います。

次10ページでございます。13につきましては、流域下水道事務

所から釜口水門まで放流管を引っ張って行って、その直上で放流しておりますが、そこに空気も一緒に送ったらどうかという提案でございます。これにつきましては、下水道の放流管については管径が大きいということもあったり、技術的には困難だろうということでございます。それと、下水処理水につきましては、諏訪湖の湖水よりも窒素、りんが非常に高い濃度のままでございますので、そういうことも踏まえまして現在釜口水門の直上で放流しているという実態がございます。また、貧酸素対策については5ページの5でも説明しましたが、また具体的な方法については検討してまいりたいと考えております。

次14でございますが、池の水を抜いて、ヘドロを除去したのをテレビで放映していたので諏訪湖でもできないかという提案でございます。これにつきましては、諏訪湖はかなり大きなものでございますので、実際に諏訪湖の水を抜くことは非常に難しいことでございますし、諏訪湖の最低水位につきましては漁業あるいは農業用水等の面も踏まえただうえで現在の水位が決定されましたのでその水位を守っていく必要がございます。

次15でございます。このご意見は河川というものが川から流れてきたものを下に流す意図があるものですから、諏訪湖の湖面上澄みを流すだけでは水質改善は難しいだろうというご意見でございます。これにつきましては、諏訪湖には釜口水門というのがございますが、これは洪水調整を行う役割として設置してございますし、また天竜川に生息する動植物や、用水の取得などのための補給という目的も担っているということで、現在の釜口水門による水位維持を前提にして浄化対策を行っておりますし、その取組を進めていきたいと考えております。ただし、貧酸素水塊の挙動につきましては調査研究の上で、状況を確認してまいりたいと考えております。

それから11ページの16でございます。これは5月に刈り取ったヒシとかあるいは雑草がそのまま置いてあるためにそれを片付けてもらいたいというご意見でございます。これはヒシの刈り取り船等におきまして、刈り取ったヒシを回収して堆肥化をしておりますが、この中で回収しきれなかったもの、また何らかの理由で切り端が湖岸に漂着したものでございます。これにつきましてはできる限り回収するように努めていきたいと思っております。

それから、もう一つ写真を添付いただきましたが、これは諏訪市の公園の維持管理のために草刈りをしたものを一定期間天日干しをしてそのあと処分をしたということで、その途中に出たものかと思っておりますが、対処している市のほうできちんとその後回収をしたということで確認をさせていただきました。

それから17でございますが、農業農地に対するご意見ござい

まして、農業分野からの諏訪湖に流れこむ栄養分の抑制措置が十分でないのではないかとということでございますが、これは、先ほど述べさせていただいたとおり、農業対策につきましても具体的な対応策を進めていきます。

18について、諏訪湖環境改善戦略チームに関する記述が不足しているとの指摘がありました。諏訪湖環境改善戦略チームは諏訪湖の環境改善に係る総合的な戦略方針について議論してきたところであり、今年度諏訪湖創生ビジョン会議に移行しました。現在、諏訪湖創生ビジョンを策定するための具体的内容を検討しているところであり、水質に係る内容については、本計画に反映させることとしています。

12ページについては、10月26日に開催しました諏訪湖創生ビジョン会議の地域懇談会において、諏訪湖水質保全計画についてご意見を聴く機会があり、計画に係る部分の意見のみ抜粋しました。

3点意見があり、一つは諏訪湖に実際に行ってみたら泳ぎたくはない、透明度の目標が1.3mでは低すぎるとの意見がありました。これにつきましては、透明度の目標設定の考え方について説明させていただきました。二つ目として、多自然川づくりの場所についてのご意見ですが、現在砥川やその他の河川整備で多自然川づくりを実施しているところです。三つめとして、諏訪湖のヘドロ浚渫についてのご意見です。これに対しては、釜口水門や砥川の河口部で10年前に比べてどの程度堆積したのか把握し、その中で河口部の浚渫については状況を踏まえ実施することも考えていきたいということです。パブリックコメント、地域懇談会での意見については以上です。

続きまして資料の1-2に移りまして今回ご議論いただきます第7期諏訪湖水質保全計画についてご説明申し上げます。

1ページでございます。第1章として、諏訪湖水質保全対策の状況ということで、1として保全計画の策定ですが、これにつきましては、昭和30年代後半から水質汚濁が進行、あるいはアオコの異常発生を踏まえて、昭和61年に湖沼法の指定を受けました。昭和62年度以降6期30年にわたって計画に基づいて、汚濁負荷量の削減を進めてきたところでございます。

近年は、全りんが環境基準を達成し透明度が向上するなど水質は改善してきていますが、CODや全窒素は環境基準を達成していないということでございます。またアオコにつきましては平成12年度以降ほぼ全域での発生はなくなってきていますが、ヒシの大量繁茂や貧酸素水域の拡大、昨年の7月にはワカサギの大量死が発生するなど生態系に関する課題が生じてきているところでございます。

そういった中で、今回引き続き第7期の保全計画を策定し、現在あります課題に対応していきたいと考えております。

2としまして、これまでの水質保全対策でございますが、諏訪湖の汚濁がひどかったころ、諏訪湖浄化対策研究委員会が設置されまして、この中で下水道の整備、浚渫の実施について提言を受けました。これを受け下水道につきましては昭和54年に供用開始し、現在98.9%まで数字があがってきてございます。浚渫につきましては昭和44年に事業着手して平成15年まで行ったところでございます。そのほか、事業場排水の排水規制や農地・山林といった面源からの汚濁負荷の削減も行ってきたところでございます。

3ページの水質の動向ですが、COD、全窒素、全りんにつきましてグラフで表してございます。水質的にはよくなってきていますが、近年は横ばい傾向ということで、流入汚濁負荷量は削減しておりますが、それに連動してなかなかCOD等が減少しない状況となっております。

5ページでございます。諏訪湖の水質保全に関する方針ということで、長期ビジョンですが、これは前回の中間報告の際にはまだお示しはできませんでした。今回長期ビジョンといたしまして、20年後の諏訪湖の姿ということで、「人と生き物が共存し、誰もが訪れたい諏訪湖」ということで策定いたしました。これにつきましては、下に目指す姿のイメージということで、こういう諏訪湖だったらいいなという姿をイメージして掲げさせていただきました。下のほうに（「諏訪湖創生ビジョン」長期ビジョン）とありますが「諏訪湖創生ビジョン」の長期ビジョンと同じものをここに掲げております。

2の計画期間でございますが、平成29年度からの5年間としております。

3として水質保全施策の方向性ですが、これにつきましては、6ページをご覧くださいと思います。大きく3つの方向性で進めていきたいと思っております。

まずは水質保全対策の推進ということで、これにつきましては従来の水質保全対策を進めてまいりますが、その中でわかりやすい指標として透明度を定めたところでございます。

貧酸素対策の推進につきましては、昨年ワカサギ大量死の原因のひとつではないかということもあります。貧酸素水塊の挙動に関する調査やヒシの除去をするなど様々な貧酸素対策を進めてまいりたいと考えております。

(3)のヒシの大量繁茂対策でございます。これにつきましては、現在ヒシの刈取り船による除去を行っていますが、この事業につきましても重点的にヒシを除去するところを決めまして進めていきます。

7ページでございますが、達成目標でございます。これにつきましては、COD、窒素、全りんのほか新たに透明度を設けたところでございます。水質目標値でございますが、第6期の計画期間の中では水質の目標値についてCOD、全窒素は達成できませんでしたので、そういったことから第6期の計画値と同じCOD75%値については4.8mg/L、全窒素については0.65 mg/Lをそのまま継続することとしました。全りんにつきましては、環境基準を達成していることから現状水準を維持することとしました。CODの年平均値ですが、現状が4.4 mg/Lということで、第6期の計画値4.5 mg/Lよりも低くなっていますので現状の数値と同じく4.4 mg/Lとしたところでございます。透明度につきましては、全面で1.3m以上ということで決めさせていただきました。

次に8ページでございます。計画の目標値及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋ということでございますが、これは先ほど説明させていただきましたが「諏訪湖創生ビジョン」で、水質保全だけでなく、水辺環境整備、まちづくりといった諏訪湖に関わる計画を取りまとめ、諏訪湖のあるべき姿に向けてその実現に向けていこうというものでございます。水質保全計画の長期ビジョンにつきましてはビジョンと同じものを掲げて進めていこうということになります。

9ページでございます。諏訪湖の水質保全に向けた取組ということで、1の水質の保全に資する事業につきましては、従来から進めているものでございまして（1）の生活排水対策の推進とか、（3）の湖沼の対策のところでは、浄化対策として水草の除去を行ってまいります。

10ページでございますが、水草除去に合わせまして、覆砂、浅場の造成を行ってまいります。浅場の造成につきましては湖底からの窒素、りんを抑制するとともに、貧酸素の原因となります有機物分解に伴う酸素消費量を低減させる効果、それから砂場におきまして生物の生息場所の創出につながることから、浅場の造成を進めてまいります。それから③の生物豊かな湖岸域の復元・創出でございますが、先ほど沖野委員長から話もございましたエゴの再生など多様な生物が生息できる空間の創出を目指してまいります。その中でそのあとの管理も必要となることから、その空間を維持するための管理手法を検討してまいります。

（4）の流入河川等の対策の中では自然浄化機能を活かした水質浄化とか植生水路による栄養塩類の除去を進めてまいります。

11ページ、水質保全のための規制その他の措置ということですが、これにつきましては、工場・事業場の排水対策、それから（2）として生活排水対策、12ページにまいりまして、畜産に係る汚濁負荷対策を進めてまいります。（5）の流出水対策でございま

すが、諏訪湖につきましては、流域面積が湖面積の約40倍と非常に大きくなっておりまして、森林・原野、市街地、農地などの面源からの汚濁負荷量につきましては、下水道等の整備が進みまして生活排水対策が進んだ結果、相対的に諏訪湖に流入する汚濁負荷量の割合が高くなっております。そういったことからこれら流出対策を進めてまいりたいということで、まず①市街地対策として道路側溝の清掃あるいは水路の清掃を実施していこうということでございます。

それから13ページでございますが、②農地対策につきましては、アといたしまして、土壌診断に基づく過剰施肥の防止や緑肥作物や輪作体系の活用など地域ぐるみでの環境にやさしい農業への取組の拡大をしてまいります。イとしては化学肥料・化学合成農薬を5割以上削減する「信州の環境にやさしい農産物認証」への取組支援、あるいはエコファーマーの認定などを通じて諏訪湖の水質保全に対する意識啓発をしてまいります。それからウとしては農地や農業用水路などの資源や農村環境を保全するために地域ぐるみで行う共同活動を支援してまいります。③といたしまして自然地域対策の中で森林等の整備を行ってまいります。

次14ページでございます。3 その他水質保全のために必要な措置の中では、(1)として公共用水域の水質測定監視、これは従来から実施しているものでございますが、(2)として貧酸素対策の推進を掲げております。まず①としまして底層溶存酸素量の環境基準の類型当てはめということで、昨年3月に追加されました底層溶存酸素量につきまして類型当てはめを進めてまいりたいと考えております。それから湖岸域の対策としましては先ほど申し上げましたが、ヒシの刈取り、覆砂の実施等をしてまいります。また、ゾーニング等による対策場所等の検討ということで、重点的に貧酸素を解消するところを設定してまいりたいと考えています。(3)として調査研究の推進でございますが、貧酸素対策あるいは水生植物の適正管理、汚濁負荷のメカニズムの解明などにつきまして調査研究をしてまいりたいと考えております。(4)の関係団体・市民団体等における取組ということですが、諏訪湖では官民協働によります諏訪湖の環境改善に取り組む「諏訪湖環境改善行動会議」というものを設立しております。これらの構成団体によりまして、この表にありますような取組を進めてまいりたいと考えております。

16ページの普及啓発及び学習活動の推進でございますが、普及啓発につきましては諏訪湖に関する資料等が一覧で展示できる場所を設けるなどして、水質保全あるいは生態系保全の意識の高揚を図れるように考えております。それから学習活動につきましては、やはり将来を担う子どもたちへの関心を高めていくことが重

	<p>要であると考えておりました、諏訪湖に関する出前講座、あるいは諏訪湖に関する学習の実施など活動を推進してまいります。</p> <p>(7) 計画の進捗管理では、国・県・流域市町村で組織します「諏訪湖水質保全対策連絡会議」におきまして毎年度進捗管理を行いまして、進捗状況につきましては県のホームページ等で公表してまいりたいと考えております。</p> <p>17ページでございますが、上川・宮川流域における流出水対策推進計画でございます。この上川・宮川流域でございますが、諏訪湖に流入する汚濁負荷の7割から8割を占めているということでございます。ここを重点的に対策を進めてまいりたいということでございます。特に3にあります。宮川につきましては、ほかの河川より全窒素の水質が高いということもでございます。今回この宮川流域の本川、支川につきまして水質調査を行うとともに、この地域におきます雨量や農産物出荷量などの調査を行いまして、この特性を把握しまして本格的な対策を検討し、進めてまいりたいと考えております。</p> <p>19ページ以降につきましては、用語解説を掲載させていただいたところでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いします。</p>
平林議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員からの意見の対応や、県民からいただいたパブリックコメントに対する県の考え方など、前半は、様々ないただいたご意見に対する対応、後半は諏訪湖水質保全計画の案ということで説明がありました。</p> <p>特徴については、沖野委員長から説明があったとおり、資料1-1の2ページに計画案の主な内容ということで長期ビジョン、施策の方向性として三つ、水質保全、貧酸素、ヒシの大量繁茂対策、それから今回初めて透明度を追加したということ、さらに、貧酸素の対策に関わる施策を記載した、ということで説明をいただきました。</p> <p>まず始めに質問から受けたいと思います。保全計画案につきまして、何かご質問はありますでしょうか。はい、どうぞ。</p>
打越委員	<p>水質に関しては農薬の問題が大きいと思っていたのですが、農薬より肥料の使い方のほうが圧倒的に大きな問題になりつつあるのか、そこを確認できればと思いました。</p>
中山水大気環境課長	<p>諏訪湖につきましては、水質汚濁、かつて高度成長期にアオコがだいふ発生した経緯があります。発生原因としては、アオコも植物プランクトンですから、栄養塩類としての窒素、リンが過剰</p>

<p>平林議長</p>	<p>に入ってくるということで大量発生した形になっているかと思えます。そういった中で、窒素、リンを抑えるという意味で、まずは農地からの対策、あるいは生活排水からの対策を含むということで下水道の整備、農地については肥料が過剰に流れ出ないように対策を進めていくという方法で進めてまいりました。</p> <p>ほかにご質問はありますか。</p>
<p>中村委員</p>	<p>水草が放置されているということですが、アレチウリの関係はその前に置かないといけないということで、岡谷市のほうでは処分をせずにその場で乾燥、それはやっているはずですが。</p> <p>それとゴミの問題で、ヨットハーバーに台風でみんな流れてくるので、諏訪市だけでなく諏訪湖全体の流れの問題ということなのでちょっと記載いただきたいと思えます。</p> <p>諏訪市では平成21年から、岡谷市でも平成24年からずっとヒシの引き揚げをしております。下諏訪町も漕艇場の（ヒシの）引き揚げは漕艇協会がしております。県と一緒に協力しながらやっていますので、アドバイスも含めてお願いしたいと思えます。</p> <p>田中知事の頃に浚渫が終わったと思えますが、確か20何億円のお金を出して浚渫をやるのはどうかというような意見が知事から出たこともあって、それで終わってしまって、その後、国からの予算が無かったこともあると思えますが、今後、諏訪湖の7期計画、8期計画も含めて進めていただきたい。</p> <p>平成19年に信大と県とでヒシの引き揚げの実験をしたのですが、確か3年計画が新年度で終わってしまったこともあり、それも含めた実験というのもきちっと評価というものも出していただきたいと思えます。</p>
<p>平林議長</p>	<p>ご意見ということですね。</p>
<p>中山水大気 環境課長</p>	<p>湖岸に打ち上げられる木や草の関係かと思えますが、先日大雨が降ったときもかなりの流木やヨシが流れ着き、建設事務所を中心に回収は進めているかと思えます。状況を踏まえてしっかり対応していかなければならないと思っています。</p> <p>ヒシの刈り取り等につきましては、3市町それから各住民団体の方も含めて協力しながら進めさせていただいているところで、県としてもヒシの対策につきましてはしっかりやっていかなければいけないと思っています。その中で、ヒシはどの地域を重点的にやっていくかということはある程度整理をしたほうがよいのではと考えており、重点的な刈り取りのエリアを設定して効果的な刈り取り方法を検討していきたいと考えております。</p>

	<p>浚渫につきましては、平成15年に終わってしまったということですが、諏訪湖が浅くなってしまうのではないかと懸念されている方もたくさんいらっしゃいますので、現在湖底の測量をしております。十年ほど前の結果がありますので、今年測量をして、測量の結果どの程度、例えば堆積したのかを踏まえて今後対応も検討してまいりたいと考えております。</p>
平林議長	<p>ありがとうございます。他に質問はありますか。はい、どうぞ。</p>
福江委員	<p>コメントを二つなのですが、一つはパブリックコメントの中にありますが、用語解説をこのように付けていただいて、非常に分かり易くなっていますが、その中でも読んでみると分からない言葉があります。例えば、類型当てはめという言葉がありますが、もう少し丁寧に分かるように記述していただくとありがたいと思います。</p> <p>もう一つ、諏訪湖の長期ビジョンとして、諏訪湖創生ビジョンの長期ビジョンと同じものを掲げているということですが、諏訪湖創生ビジョンが既に出来上がって策定されたものなのかどうか分からないのですが、目指す姿のイメージとして色々あって、イメージしやすいものにはなっていると思うのですが、その中に、長期的なビジョンということでもありますので、諏訪湖とともに、諏訪湖を利用しながら生きてきた地域の人達の生活、暮らしがあったと思うのです。例えば、諏訪湖で育まれてきた伝統的な漁法、魚を獲る漁法であったり、食生活、食文化であったり、暮らしがあったと思いますので、諏訪湖とともにあった人々の生活、暮らし、文化を継続できるような諏訪湖という観点も含めて入れていただくと、より長期的なものになると思います。</p>
平林議長	<p>そういうご意見でございます。はい、どうぞ。</p>
中山水大気 環境課長	<p>諏訪湖創生ビジョンですが、今まさに作っているところでございます。諏訪湖創生ビジョンにつきましては、諏訪地域振興局という現地機関がございまして、そこが中心になりまして、このビジョンを作るにあたりまして、地域の方がどんな諏訪湖が望ましいのか、どんな諏訪湖になってほしいのか地域の方のご意見を反映しようということで、かなり地域の方との意見交換、地域懇談会を進めております。</p> <p>そういった中で、「将来こんな諏訪湖であつたらいいね」というご意見をいただいた上で整理をしているところです。今いただいたご意見につきましては、地域振興局に伝えていきたいと思</p>

平林議長	<p>ます。</p> <p>はい、質問をどうぞ。</p>
山本特別委員代理	<p>資料1-1の専門委員の意見の中に、諏訪湖に合うシミュレーションモデルの構築が必要とありますが、これが資料1-2の本文の中に、特にシミュレーションという文字が用語として見受けられません。</p> <p>中部地方整備局港湾空港部で伊勢湾シミュレーターという水質モデルを作って動かしています。スーパーコンピューターを使うので効果があり、かなりの精度で解析ができると聞いておりますので、是非、最新モデルのシミュレーションを行い、原因がはっきりすれば対策もきちんと思っております。是非このシミュレーションについては活用いただければと考えております。よろしく願いいたします。</p>
平林議長	<p>はい、事務局から説明をお願いします。</p>
中山水大気環境課長	<p>ありがとうございます。シミュレーションの関係でございますが、シミュレーション予測を行っております。7ページに水質目標値の表がございます、一番右側の参考値というところで、水質予測値を掲げてございます。これがかなり昔に作ったシミュレーションモデルに基づいてシミュレーションした結果でございます。対策ありきの水質予測でございますが、かなり変動幅がございます。昔と状況が変わってきておりますので、水質の再現性が今一つという評価をいただいておりますので、参考値ということで掲載させていただいております。今後、次の計画に向けましては、このシミュレーションモデルにつきましては、もう少し実態に合ったものに更新する必要があると考えております。</p>
平林議長	<p>よろしいでしょうか。はい、中山特別委員。</p>
中山特別委員	<p>すみません。一つ目は、資料1-1の1ページでシミュレーションモデルというところの上のところですが、エゴの再生については、在来の沈水植物を再生させた後、沈水植物等の大量繁茂により問題が生じることを危惧しているというご意見があったそうなのですが、この意見の趣旨がよく分からなくて、再生されたエゴで沈水植物がいっぱいになって、具体的にどういう問題が懸念されているのか教えていただきたいのと、それから、もう一点は、17ページ、上川・宮川流域で流出水対策をこの地域でやっていくということなのですが、その中で1の真ん中くらいのところで、</p>

平林議長	<p>「この流域に広がる山林・原野、市街地・農地などの面的な発生源からの流入負荷の削減に取り組む必要がありました」とあります。面源の負荷なのですが、大雑把に、山林・原野、市街地、農地と書いてしまっていますが、具体的には何が問題でこの地域で面源負荷が大きいのかを教えてくださいたいと思います。</p> <p>それでは二点。事務局から説明をお願いします。</p>
中山水大気環境課長	<p>一点目は資料1-1の第3回専門委員会の委員の発言のことでございます。この発言の趣旨でございますが、水生植物を増やせば水質浄化につながるのではないかという考え方があって、水生植物を増やす方向にいった結果、例えば、琵琶湖の南湖において、水生植物が大量繁茂して、それを除去するのにかなりお金をかけている実態がある。そういった中で、単に水生植物が増えればいいのではなくて、きちんと管理していかなければならないというご意見でございます。それが一点です。</p> <p>それから、17ページの面源負荷の関係でございますが、これにつきましては、計画案の2ページをご覧くださいなのですが、汚濁負荷の発生源別割合の棒グラフがございます。面源負荷につきましては、それぞれ農地、山林・原野の面積に原単位を掛けまして、例えば1平方キロメートルから出てくる数値を調査や文献により調べまして、それに面積を掛けて、流入する負荷量を算出したものでございます。</p> <p>実際は面源負荷の対策は非常に難しく、数値的にみますと殆ど減っていないような状況がございます。とはいいいながらも今諏訪湖に入ってくる負荷量の割合としてみれば、非常に高い割合になっていることから、面源負荷に対しまして、例えば農地につきましては肥料の削減をしようとか、あるいは森林につきましては、荒れないように森林整備をきちんとしていまいしょうとか、あるいは市街地におきまして側溝清掃など、なかなか対策につきましても量的な把握が難しいのですけども、そういう対策を進めて流域からの面源負荷について減らしていきたいということで取り組んでいるところです。</p>
中山特別委員	<p>最後の方なのですが、端的に言えばどこが原因になっているのかというのは特になんかということですか。</p>
中山水大気環境課長	<p>それぞれから出てくるものは少なくとも、面積が大きいと結果的に割合として高くなってしまいますので、例えば面積的には森林が一番多いというのは確かなので、森林のところで削減するといった時にそれを極端に半分とか三分の一にするといったことは非常</p>

	<p>に難しいものですから、そのような意味では森林整備を進めるといったことくらいしか対策としてはできないのですけれども、そのようなものもきちっとやっていきたいと思いますということで進めてまいりたいと思います。</p>
<p>中山特別委員</p>	<p>私の質問もちょっと雑ぱくだったのですが、要は面積比を比べるとこの地域はすごく大きいではないですか。そういう意味で言うと特定のある程度面源として大きく排出しているものもあるのかなと思いました。特にそのような訳ではないですか。</p>
<p>中山水大気環境課長</p>	<p>17ページの3に川の図がございます。これは、諏訪湖に流入する主な河川ということで、宮川、上川、砥川、横河川という4河川がございます。今回、上川・宮川流域につきまして、特に宮川の一番上の黒丸のところがございますが、河川の中で窒素が非常に高いということがございます。この宮川の対策をまず進めるということで、それにはこの上流域につきまして、農業地域ということもございますので、実態を把握する中で効果的な対策を探っていきたいと考えております。</p>
<p>中山特別委員</p>	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
<p>平林議長</p>	<p>他いかがですか。コメントでも結構です。はい、どうぞ。</p>
<p>打越委員</p>	<p>今、面積の話が出てきたので、そのこのところについて意見ということでよろしいでしょうか。三点あります。</p> <p>まず、一点目は資料1-2の計画案6ページの一番上のほうに、諏訪湖の面積に対する流域面積が約40倍も大きいとあります。このことは非常に大きな問題だと思います。流域がすり鉢状になっている地形であるために非常に広い面積に降り積もった何かが常に諏訪湖に流れ込むというこの構造がいよいよ苦しくなってきた、難しい問題になってきたことなのではないかと思えます。それが、資料の2ページで話のあったCODや全窒素、全りんを経年変化に表れていますね。下水道を確保すれば減っていく事業所からのりんや、生活系の洗剤等を減らしていった結果、りんが見事に下水道の普及とともに減ってきている。ところが、農地系からの負荷量が依然減らない。それどころかCODについては、市街地系の黒い部分は増えている。平成23年から28年にかけては減っているのかもしれないが、これが増えているということを見ると、きっと諏訪湖の水質保全計画の第1期から第3期まではとにかく下水道や浄化槽の整備に努めるという形で進めてきたが、い</p>

よいよ浄化槽や下水道は整ったけれども、このすり鉢状の地形の中でいろいろな降り積もるものが入ってきてしまう、非常に困難な状況なんだということを、むしろこの第7期の計画でもっと真正面から書いてもいいのではないかと思います。計画案の冒頭は1ページから見ると昔から諏訪湖はこうで歴史的にこういうところでというところからスタートするのは計画書の定番なのかもしれませんが、昔に比べて構造的に非常に厳しい状況になっている、だから第7期は個性があるんだということを打ち出してもいいのではないかと私は感じていました。それがまず一点目です。

二点目は、農地に肥料を使うという農家にとったら当たり前のことや、私たちが日常暮らしている路面に積もっている様々な埃や汚れなどの当たり前のことが本当に積もり積もってすべて諏訪湖に流れ込んでいるんだというこの因果関係を住民が理解することがすごく大事だと思いました。何かをやりましようと呼びかけるよりも、因果関係があるんだということを住民に理解してもらうことが私はすごく大事なのではないかと思います。そのような意味では、5ページの長期ビジョンのところ、先ほど福江委員がおっしゃっていました歴史や文化というところについて、目指す姿のイメージの一番ラストのところに触れてはいるのですが、主体が子供と観光客なのですね、主語が。子供や観光客が歴史・文化について学習している、そういうことではなくて、流域の住民がこの構造を因果関係をちゃんと理解して、自分の行動が諏訪湖に繋がっているんだということを理解してもらわないことには、対策をこうしないとといても人は動かない状況なのかなと思うのです。諏訪地域振興局で話しているということなのですが、地域住民が因果関係について判断力を持つことが、私は大事なのではないかと、二点目であります。

三点目は、そのような形で、肥料の方は農家さんの説得という形になるので、農政部やJAを巻き込んでということだと思のですが、気になったのが、11ページに排水規制のところ、水質汚濁防止法に基づいて水質の排出基準についての指導をしているということが書いてあります。それよりも今これから先は面的なものが問題で流れ込んでくるものが問題だということであれば、比較して、12ページの一番下、市街地対策の路面や側溝に堆積した土砂などに含まれる窒素やリンと書いてあるのですが、結局道路上で汚れていて、いろいろと降り積もっている問題物質は、今は本当に移動排出源である自動車の窒素化合物などが結構大きいのではないかなと考えると、水質汚濁防止法の問題だけでなく、大気汚染防止法の観点からも長野県内の自動車の排気ガスがそのまま出せる状態になっていて、ばいじんだとか黒い煙が大型のト

ラックなどから沢山出る状況ですと、どうしたって道路にばいじんが積もり、それがいずれ流れ込んでいくという状況を解決していかなくてはいけないのではないかと。つまり、住民がそのようなものを掃除してゴミ袋に入れて捨てるとか、住民が降り積もってしまったものを片付ける努力も大事ですけれども、路面に積もる様々な問題物質をいかに減らしていくか、そこを野放しにしながらただ掃除をしても先ほどご指摘の問題の解決に繋がらないのではないかとちょっと感じましたので、水質汚濁防止法に触れるのであれば、実は水質の問題であるけれど実は大気汚染防止法のあり方を県としてどうやって行くかということを考えていかないと、市街地からの流入を防げない、そこまでやらないといけない状況になってきているのではないかと感じますがいかがでしょうか。

平林議長

それではご意見、コメント3つですけれども、何か事務局の方でありますでしょうか。

中山水大気
環境課長

かつては下水道の整備をすることによって生活排水が削減されてまいりましたが、面源負荷の割合が高くなってそれが重要視されたときに果たして効果的な対策があるかという話になりますと、実際のところ非常に難しい問題でございます。このため、今回対策を進めていく中で、将来的に水質が改善するのかどうかという予測をすることは非常に難しい問題がありました。そういった面では、7期計画の汚濁負荷削減については非常に厳しいと感じたところでございます。

長期ビジョンにつきましては、きちんと住民の皆さまに理解してもらうことが大事であると思っておりますので、諏訪地域振興局と連絡を取って検討していきたいと思っております。

市街地対策のところですが、市街地が増えていく中で、市街地の汚れが増えてきているものですから、そういった中で粉じん等の原因が自動車排ガスであるかどうかというところは、単純に言えるかどうか難しい話かと思っておりますので、その辺は因果関係のようなものは少し調査といいますか、確認が必要ではないかと思っております。大気汚染防止法の中でという表現は難しいのかなと思っております。

平林議長

はい、よろしいですか。

中村委員

先ほどの意見で一言言いたいのですが、平成13年に諏訪湖でアオコが発生しなかったのです。夏の間アオコが発生しないで、お盆の2日間、真っ緑になりました。そういうことがありまして、

これはもう本当に直観ということで化学肥料ではないかということで、実はその後、私どもは水草を堆肥にして、農地に返して化学肥料を減らそうということで今も活動しておりますけども、そういうことがあったということがありますし、先ほどの意見の中で、文化ということと言われた部分が、ちょうど昭和40年頃、諏訪湖はほとんどがコンクリート張りで、そうすると市民が近寄れないような湖になってしまったということで、一時文化が断絶されたのではないかという時期もありました。その中で文化というものを構築していかないといけないのかなと思っています。

これも今、諏訪に来ていただけると住民が諏訪湖の周りを清掃している。企業で行ったりもしていますので、これもまた一つの文化としてつながっていくのかなと思います。ですので、まだ今本当に角地、曲がり角であるかなと、これから諏訪湖の一つの歴史が始まるような気がするので、そこを含めた検討、協力をしながら住民との接点、ウィンウィンの関係でやってほしいと思っています。よろしくお願いします。

平林議長

ありがとうございます。

ほか、保全計画案についてご意見を含めてある方いますか。

特になければ私の方で一つだけ出させていただきます。

覆砂のところですが、10ページ、浅場の造成ということで、これが浄化対策の一つとして位置付けられていますけども、おそらくこの本文にありますように護岸の一部において覆砂を実施して湖底からの窒素やリンの溶出を抑えて水質改善につなげていきたいという一つのモデルということではないかと思うのですが、このままでいくと諏訪湖の中で覆砂ということをやって諏訪湖の水質を改善させていくという、かなり大規模な内容になってしまう気がしますが、ここの書き方でよろしいでしょうか。

モデル地区でそういうものをやりながら、良ければ広げていくというというようなモデル的な話のような気がしたのですが、現状ですと繰り返しになります。浅いところをどんどん覆砂を行って諏訪湖全体の水質を良くしていくという方法をとっていくように読めますがいかがでしょうか。

中山水大気
環境課長

覆砂の造成でございますが、平成27年度から試験的に一部実施をしております。一番最初は50m×50mのところを砂場を作ってここでシジミの生息調査をした経過がありました。その中である程度生存率がよかったため、翌年度1万平米の浅場を試験造成しております。最初に27年度に造りました砂場につきましては、シジミは実験用にはヤマトシジミという汽水域に棲むシジミを放流したのですが、ヤマトシジミではない淡水のシジミがその場所で

見られたということもあって、環境が整備されるとそういう可能性が出てくると思われま。かといって、全部に覆砂することは難しいものがございますから、まず、一部ということで、親水性を持たせるため、場所などを設定したところに覆砂をしていく、砂場を作っていくことを考えております。これにつきましては、同じページの③に「諏訪湖水辺整備基本計画」というものがございます。覆砂をする場所あるいは将来的には泳げる諏訪湖、特に砂浜ですね、そういったものを整備していく場所をこの中で決めていき、そういったところで覆砂を進めて、水質浄化に係る分につきましては、それほど大きくないかもしれませんが、効果としては当然でてくるだろうということで、ここに掲げました。

平林議長

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他にご発言がないようですので、この案件の取り扱いについてお諮りしたいと思います。

本件につきましては、委員の皆様からご意見などをいただきましたので、事務局の方で反映できるところは反映していただいて、答申という形にしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(委員了承)

平林議長

ありがとうございます。

なお、細かな字句の修正については、会長に一任ということにさせていただければと思います。

それでは、委員の皆様からご了解いただきましたので、審議事項「ア 第7期諏訪湖水質保全計画の策定」については、このようにさせていただきたいと思います。

これで一つ審議事項が終わりましたので、あと二つ報告事項ということで、まず初めに報告事項ア「希少野生動植物保護回復事業計画について」でございます。

それでは幹事から説明をお願いします。

宮原自然保護課長

自然保護課長宮原でございます。希少野生動植物保護回復事業計画について説明いたします。

それでは資料2-1をご覧ください。昨年、この審議会にお願いして、希少野生動植物の一つ、ゴマシジミの保護回復事業計画を策定したところでございます。本年は新たな計画の策定は行わず、その代わり、すでに策定した計画の評価検証事業を進めております。その状況についてご報告させていただきます。

まず1番の事業計画のところに、この保護回復事業計画がどう
いうものか記載しております。長野県は豊かな自然環境に恵まれ
生物多様性の宝庫と言われていています。しかし、人間活動や、逆に
里山等の利用の衰退、外来生物、地球温暖化等の影響により生物
の多様性が脅かされている状況でございます。そうした中で、国
では種の保存法や生物多様性の促進法などで対応しているところ
ですが、県でも種の保存を図るために希少野生動植物保護条例で
対応しているところでございます。

現在、この条例で80種を指定し、大きく4つの対策により保護
を図っているところでございますが、1つ目が捕獲の規制、2つ
目が生息地等保護区指定、3つ目が今日お話しする保護回復事業
計画の策定、それから4つ目が希少野生動植物保護監視員の配置
でございます。

この4つの柱の一つである保護回復事業計画ですが、2番の根
拠のところにありますように、この条例の31条で、知事は審議会
や県民等の意見を聞いて保護回復事業計画を定めるものでござい
ます。

3番のところに、現在の策定状況を記載しております。平成18
年度から昨年28年度までに、ご覧のように14種の計画を策定し
たところでございます。生物多様性ながの県戦略では、平成32年
までの15年間で15種類の保護回復事業計画を策定する計画にな
っておりまして、現在そのうちの14種まで策定したところでござ
います。

この評価検証でございますが、保護回復事業計画は計画を策定
してから概ね5年を目途に評価検証をして、その妥当性を検証し、
必要があれば計画を見直すという形になっております。

平成18年度に計画を策定したヤシャイノデとイヌワシについて
は平成25年度に評価検証をし、平成19年度に策定したタデスミ
レとオオルリシジミについては平成26年度に評価検証を実施して
おります。

その後、26年度以降、評価検証の作業が中断されておりました
ので、本年度は新たな計画の策定を行わず、ホテイアツモリ、ラ
イチョウ、ササユリの3種類につきまして評価検証をしていると
ころでございます。

もともとこの保護回復事業計画というものは、4番のところに
記載したとおり、保護回復手法を明確にして、県民のみなさんに
保護活動の指針としていただくというような意味合いがありま
す。5番は先ほど説明したとおりでございます。

裏面をお願いします。6番に評価検証のスケジュールを書いてご
ざいます。現在11月でございますが、実は、ここには記載してご
ざいませませんが、夏に現地調査を実施し、保護活動をされている団

体から取組状況等をお聞きしています。そして、来週になります
が、希少野生動植物保護対策専門委員会を開催いたします。この
環境審議会の下部委員会という形でございます。それから、この
専門委員会の下に、さらに小委員会を設置してございまして、植
物、脊椎動物、無脊椎動物のそれぞれについて、小委員会でさら
に詳しく検討する形になっております。

こういった作業をこれから行いまして、今年度中に専門委員会
で評価検証の状況を取りまとめたいと考えております。この環境
審議会には、来年度の最初の審議会に評価検証の状況を報告させ
ていただきたいと考えております。

次に資料2-2をご覧ください。専門委員会の名簿でございま
す。学識経験者として、植物の先生をお二人、同じく脊椎動物お
二人、無脊椎動物お二人、それからNPO民間団体等、そして行
政から、それぞれお二人ずつ出ただいて、10名の委員で構成
をしております。

次に、今年度評価検証を行う3つの種について、当時策定いた
しました保護回復事業計画を簡単に説明させていただきます。

資料2-3をご覧ください。ホテイアツモリの保護回復事業計
画でございます。1ページ目の前半、本種は平成16年2月19日付
けで特別指定希少野生動植物に指定しています。種の特徴でござ
いますが、アツモリソウに似ているが、唇弁の形がやや円く、ア
ツモリソウよりも色が濃くて大きい特徴があるということでござ
います。レッドリストのカテゴリーにつきましては、長野県版、
環境省版ともに絶滅危惧1A類に分類されています。次の2ペー
ジの下段、3番に課題を記載してございます。現在、野生種は富
士見町で確認されているもののみという状況でございます。そう
いう中で、野生種の人工交配を行って個体数の回復を図る必要が
あるということでございます。3ページに、6番として保護回復
のために取り組むべき事項を記載しています。監視活動や啓発、
それからニホンジカ食害対策、そして先ほどの人工交配による増
殖等を計画として定めています。

それでは次の資料2-4をお願いします。こちらはライチョウ
の保護回復事業計画でございます。ライチョウについては平成17
年3月22日付で指定希少野生動植物に指定しております。種の説
明としましては、本州の中部の高山帯、長野県周辺の高標高の山
岳地帯のみに生息するというもので、ライチョウの類では世界で
一番南限に生息するものでございます。2ページをご覧ください。
レッドリストのカテゴリーでございしますが、この保護回復事業計
画を策定した当時は絶滅危惧II類でございましたが、現在は長野

県版も環境省版も絶滅危惧のカテゴリーがIB類にランクアップされております。2ページの下の方、課題でございますが、やはり高山に生息しているということではなかなか情報が少ないのが現状でございます。それから、最近ニホンジカ等が高山帯に侵入し、ライチョウの食草となる高山植物を食害、それから、サルやキツネ、カラス等の野生鳥獣が高山帯に侵入している状況がございます。こういった状況を受けて、3ページの6番の保護回復事業の内容でございますが、まずはモニタリングによる生息状況の継続的な把握、登山者等へのマナーの啓発、それから高山植生の復元というようなことを記載しております。それから4ページになりますが、飼育技術による、生息域外保全と申しておりますけれども、人工増殖による飼育を記載しております。それから5番にありますように、ニホンジカの捕獲の推進、カラスの捕獲推進、こういったものも記載しております。

それでは最後にササユリでございます。資料2-5をお願いいたします。ササユリにつきましては平成16年2月19日付で指定希少野生動植物に指定しております。

林野とか草原に生える淡紅色の花をつけるものでございまして、レッドリストでは、長野県版は準絶滅危惧種ですが、環境省版ではリストアップされておられません。これは本州の中部から九州にかけて広く分布しているということではありますが、園芸を目的とした採取ですとか、自生地の草刈りが行われなくなった、そういったことで減少が危惧されている状況でございます。

次の2ページの下の方に課題がございます。里山に手が入らなくなったことも減少の一因と言われております。それから3ページの上の方でございますが、園芸を目的とした盗掘ですとか、ニホンジカやイノシシによる食害の状況もございます。

4ページに保護回復事業の内容等を記載してございます。まず、生息環境の整備ということで、間伐や草刈り等の実施、それから監視活動、普及活動、そしてモニタリングによる生息状況の把握、それから、この種につきましては保護活動をされている団体が多いということで、そうした団体のネットワーク化によって連携していこうということでございます。

以上説明しましたこの3種につきまして、本年度評価検証の事業を進めております。検証事業はこれからは本番という状況でございますが、本年度中にとりまとめて、環境審議会に来年度報告させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

平林議長

はい、有り難うございました。現在取り組んでいる課題について

<p>平林議長</p>	<p>て、来年度初めにご報告いただけるということでございます。何かご意見ありましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい、そうしましたら、来年度にご報告をお願いします。</p> <p>それでは続きまして、報告事項イ「温泉審査部会の委員の改選」につきまして、幹事の方から説明をお願いします。</p>
<p>長谷川薬事 管理課企画 幹兼課長補 佐兼薬事温 泉係長</p>	<p>温泉審査部を所管しております健康福祉部薬事管理課課長補佐兼薬事温泉係長の長谷川典子でございます。着座にて説明させていただきます。</p> <p>温泉審査部会は温泉法第 32 条及び長野県環境基本条例第 32 条に基づき設置されておまして、温泉法による土地掘削の申請等について、知事からの諮問に基づき、調査審査を行うものでございます。</p> <p>この度、温泉審査部会委員は 11 月 1 日をもって環境基本条例第 27 条に基づく任期 2 年が満了いたしました。資料 3 のとおり、環境基本条例第 29 条により、環境審議会特別委員として委嘱され、同条例第 31 条により環境審議会長より温泉審査部会の委員として 8 名の方々が指名されましたのでここにご報告をいたします。</p>
<p>平林議長</p>	<p>ありがとうございました。ということで、これは報告で、私の方で委員を指名いたしました。ここで反対と言われてもどうしようもありませんので、お認めいただきたいということで、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>才川委員</p>	<p>すみません、本日の議題ではないんですが、1 件確認したいことがございます。10 月の審議会で、第四期長野県環境基本計画の答申ということで、中間報告をいただいています。</p> <p>この時の資料を確認したんですが、今後のスケジュールをいただいていたと思いたすので、大事な部分は、消団連の方とも協力をさせていただいているんですが、消団連としては中身についてパブリックコメントを出したい部分があったんですが、消団連から、今回、この審議会があって、パブリックコメントはどうなっていますかと聞かれて、今回はまだありませんよと言ったんですが、県のホームページでは</p>

平林議長	<p>第四期長野県環境基本計画の答申案ということで、平成 29 年 11 月下旬から 12 月の中旬までということで、既にホームページではパブリックコメントの募集が載っておりましたので、審議会の中で確認したいと思いましたので、よろしく願いいたします。</p> <p>ではコメントをお願いします。</p>
鈴木環境政策課長	<p>第四期長野県環境基本計画の今後のスケジュールにつきましては、現在、計画策定専門委員会で議論していただきお済みして、パブリックコメントにつきましては、それが終わって 12 月の中旬から 1 月の中旬にかけて予定しております。ホームページを確認しておりませんので、どのような記載がされているか分かりませんが、現在、パブリックコメントはしておりませんので、よろしく願いいたします。</p>
才川委員	<p>では、ホームページの確認をお願いします。</p>
鈴木課長	<p>こちらでもホームページを確認してみます。</p>
平林議長	<p>他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 よろしければ、以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。</p>
司会	<p>平林会長、ありがとうございました。 次回の環境審議会は 1 月を予定しております。日程については、改めて調整をお願いしたいと思います。 以上で本日の審議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。</p>